

「自転車の交通ルールとマナー教室」を開催しました

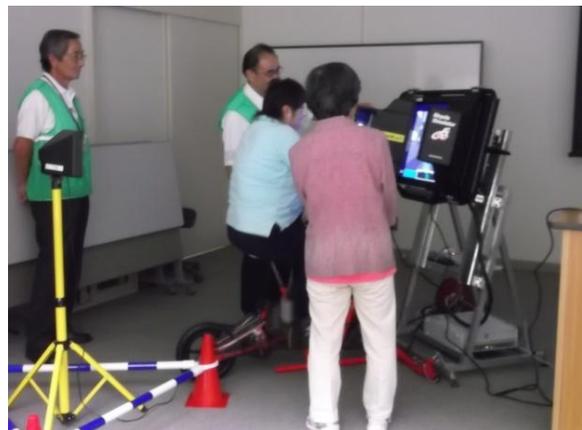


平成24年9月5日、香川県警察本部交通部交通企画課職員を講師に迎え、「自転車の交通ルールとマナー教室」を開催しました。

前半は、「交通安全教室」ということで、昨年・今年の交通事故の概況を話してくださいました。平成23年は「人口10万人当たりの交通事故死者数が7.63人」で、全国ワースト1位だったそうです。交通事故は自動車事故だけに限りません。自転車による交通事故は、過去10年間でみると、全事故の17パーセントをも占めるようです。

次に、『自転車は車のなかまです～自転車を安全に乗るために～』のDVDを見ながら自転車のルールについて学びました。「自転車は、車両（軽車両）です。自転車に乗る際も、道路交通法により守るべきルールが決められています。違反をすれば、取締りや罰則を受けることになります。自転車のルールを理解し、正しく乗車してください。」と、交通企画課植田さんはおっしゃっていました。

後半は、「自転車シュミレーターを活用した自転車教室」でした。自転車シュミレーターとは、自転車の交通ルールとマナーを分かりやすく伝え、危険予測力を高めることを目的とした機器です。交通企画課松岡さんや交通安全指導隊のみなさんから自転車シュミレーターの操作方法について説明を受けた後、一人ずついろいろなコースに挑戦しました。「走り出す前には、後方の確認をしましょう。」「人が飛び出してこないだろう・・・の“だろう運転”ではなく、ひよっとしたら飛び出してくるかもしれない・・・の“かもしれない運転”をしてください。」など、アドバイスをもらいながら一人一人自転車シュミレーターを体験しました。



【自転車安全利用五則】

- ① 自転車は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用